

ぞく、式い左にめぐりなし、せちちあり、をのく、新叙のへうにたちあがる、もとは三位のへうに立た  
あがるなり、立みなたまはりはて、輔代ままりぞく、二省の叙人たがひに見あはせて、馳道にす、  
みて一同に拜舞す、次第にまりぞく、大臣已下下殿してをのく、拜舞す、儀儀は加階給たる人々の  
よせある、人々悦心なり、今のよは、左右の大將下殿して、軒廊にて白馬の奏をとる、御監監よをく  
みな立也、立様宣命の拜のごとし、左右の大將下殿して、軒廊にて白馬の奏をとる、御監監よをく  
はふ、次將これをとる、つぐ、隨身に仰て文を杖にはさましむ、左右ともにす、む、左もし大臣なら  
ば、右東の廂にとまりて立、大將一人あらば、左右ともにとる、大將候はすば、内辨これをとる、御  
らんじて西の机にをかせ給也、白馬わたる、先左、つぎに右、かみ、すけ、をのく、わたる、その人なく  
ば代をさだめらる、次に御膳まいる、三節一こんくす、二獻みきの勅使、三こんをのく、元日にお  
なじ、樂は女樂也、三獻はて、内教坊別當下殿して、別當大納言奏をとる、次將とりつぐ、奏御まへ  
にとまり、白馬奏のごとし、近衛の樂人ゆみばどの、へんにて樂を奏す、舞妓舞臺にのぼる、五  
曲なり、皇帝、桃李、花喜、春樂、樂はて、宣命見參をそうす、元日のごとし、せんみやうを宣命使にたび、祿法を  
大辨にたぶ、宣命はて、群臣祿所にむかふ、祿をとる、大辨の宰相ろく所につく也、入御ののち、白  
馬中殿の前をわたる、神仙無名門をとをりて東庭をわたる、先ねりおとことかやいひて、七度庭  
をめぐる、近衛官人どもなり、うへのをのく、小坂敷のへん、長橋などにて馬をうつ、そのゆへ  
おぼつかなし、中宮東宮にもおなじくまいる、節會の程、北の陣にてけんひひし、雜犯をたす、

〔公事根源 正月〕白馬節會

七日

此節會の事、大方は元日などにおなじ、元日は氷の様はらかなの贊、御曆などあるによりて、押なへ  
て諸司の奏といふなり、けふは兵部省より奉る、御弓奏ばかりを内辨も奏聞するなり、若卯日に  
あたらばけふも諸司奏と云べし、卯杖の奏あるによりてなり、まからざる時は、たゞ御弓奏候や  
と仰す、天竺の貝多羅葉は、其長さ七尺五寸なり、弓のたけも七尺五寸なる故に、是をたらしとは